

(事前説明第 12 号及び 13 号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

委員：国が示している街区公園、近隣公園の面積の定義があるけれど、今回の公園の区域の変更で定義に合致しなくなる公園についてどう考えているか。

事務局：本市が策定している緑の基本計画では身近な公園、大規模な公園の 2 つに分類して考えており、それぞれの基準に適合しているので問題ない。

委員：12-5 の 3 段落目の山北公園の廃止理由で生産緑地を空地とみなしている文言について違和感を感じる。

事務局：見直し方針に基づいて生産緑地が空地と代替できると判断している。

委員：公園付近の生産緑地が宅地転用された時など空地の面積が充足しなくなった場合、再び都市計画公園として指定されることはあるか。

事務局：今のところ考えていない。

委員：都市計画公園内で現時点、公園に供用していない市有地に関して将来的に売却するのは可能か。

事務局：既に道路などの他の公共施設として供用しており土地がほとんど無いので売却することは考えにくい。

委員：ほとんど無いというのは何か所なのか。

事務局：市有地が含まれている公園が 9 ヶ所あり売却可能な土地があるのが 4 公園ある。4 ヶ所あわせて 500m² という状況である。

委員：木造住宅密集地域にある廃止される公園はあるか。

事務局：今回廃止される公園については代替機能がある公園もしくは学校、生産緑地が付近にあるので問題ない。

委員：廃止しない都市計画公園内に住宅が多いものに関して、都市計画公園としての実現性が低いと記載されているものがあるが今後の見通しはどうか。

事務局：公園整備プログラム案をつくり、効率的、計画的に実現を目指していく。

委員：緑の基本計画に記載されている公園面積の目標を整備を予定している 21 ヶ所全て実現すれば令和 5 年度に達成できるのか

事務局：緑の基本計画の中で令和 5 年に 205ha (1 人当たり 5m²) を目標として進めているが今回の見直しを行った結果、水面を除く供用部分は 5.9m² となる予定で、目標の 5m² を満たすことができる。

委員：藻川公園がもともと運動公園として都市計画されているが、記念公園があるので、運動公園をはずすという記載があったが、都市計画決定時の公園施設のうち現在藻川公園に設置されていないものはなにか。

事務局：藻川公園は全く供用されていないので設置されている施設はない。

委員：藻川公園が運動公園として供用はされていないが、猪名川自然林と農業公園を

あわせて代替機能を担っているという記載があった。運動公園の配置基準として緑の計画には住民がより利用できる位置が書かれていたが、記念公園だけでは市民からみて遠くなるのではないか。住民が利用しやすい距離というのは具体的にどこにあるのか。

事務局：具体的な数値で示しているものはないが市内の中心部に位置しているので全地域を網羅していると考えている。

委員：小田南公園について防災公園の拠点にしたいという記載があったのだが、都市計画公園の変更に伴って面積が減少してしまうが、強化を図る上で面積が減少しても対応できるのか。どういう強化を考えているのか。

事務局：現在供用化している部分及び付近の公園合わせて面積を確保している。今回変更する部分についても供用化している部分をなくすわけではないので、充足していると考えている。

委員：防災強化は具体的にどこをやるのか。

事務局：実際の実施計画はないが、防火対策のために燃えにくい木としてイチヨウの木を街路樹、道路沿いに植えている、防火対策を兼ねた植栽をし、防災機能を高めている公園としてさらに整備していきたい。

委員：塚口北公園について、大規模公園として市で管理されている。半径2km圏内に大規模公園があった方がいいが、塚口北公園がなくなることで大規模公園の誘致距離である2kmを上回ることはないのか。

事務局：塚口北公園については街区公園に格下げし、緑の基本計画も併せて身近にある公園として判断した。半径250m範囲内であることと、周りの公園で機能が確保できていると考え、計画区域を縮小する。

委員：塚口北公園が街区公園に格下げしたのはわかったが、付近の代替する公園が2kmの距離にあるのか。

事務局：他の大規模公園で網羅しているため廃止した。

会長：計画書の表記について、12-13以降の計画図の凡例について緑の塗りつぶしは既決定区域、黄は変更区域と書かれているが、既決定区域というのは外側の線で囲まれた区域ではないのか。誤解を招くので表記の工夫をすべきではないか。

事務局：この計画図は変更後を示しており、この記載方法が法定図書で指定されている。

会長：説明資料の5ページ目の凡例の「区域を削除」と書かれている公園について6ページ目では「全域削除」という表現が使われている。統一すべきではないのか。

事務局：委員の事前説明でも同じ指摘があり、わかりやすい表記を心がける。

委員：計画を廃止する地域内で固定資産税を払っている方への影響はどうか。

事務局：都市計画決定によって規制がかかっている土地について都市計画公園に含まれる割合に応じて土地の負担価格を減じている状況。実際の固定資産税額は建物用途や土地の面積等によって土地評価額をもとに個別に算定されるため一概にどの程

度、固定資産税が減額されているかはわからない。住居地域で全域、都市計画区域に入っていた場合で最大 10%程度減額されている。

委員：都市計画変更があった場合、固定資産税に影響が出るが、公園区域内の住人などに周知などどのように考えているのか。

事務局：通知や周知、報告する予定はない。

委員：固定資産税の通知書で都市計画変更がされたことがわかるのか。

事務局：固定資産税の通知書を見たことがないのでわからない。

事務局：今回の都市計画変更については資産税課と情報共有をしている。都市計画変更区域内の減税された土地に関して、資産税課の評価額の見直しが3年毎であるため、変更後すぐに税金が上がるわけではなく、実際に課税されるのは3年後である。固定資産税の通知書の記載に内容については把握していないが、わかりやすい表記を資産税課と協議したいと考えている。

委員：都市計画変更があり、固定資産税の変更が起きるという趣旨を市の中で連携をとって通知してほしい。

委員：塚口北公園が廃止になるということだが県道西宮豊中線より北側に大きな公園がないと思っていたが計画があったことを知った。その公園の 2km 圏内に他の大きい公園があることでこの塚口北公園の計画が廃止になったのは残念だ。小さい子どもがいる家族にとっては近くに大きい公園があるのは大事。

会長：都市計画決定された公園内は建築制限があるのか。

事務局：都市計画法の 54 条がかかる。内容は 2 階以下かつ地下を有しない物、木造建築物、鉄骨造、コンクリートブロック造、容易に移転かつ撤去できるもの。

会長：都市計画が変更されることで建て方にかかる制限が解除されるので、やはり、なんらかの形で関係者に周知すべきである。

事務局：今までは三年毎の見直し内容は通知によりわかるが、今回のケースは初めてである。この変更によってどれだけの区画や所有者に影響があるか確認しなければならない。どのような方法になるかわからないが理解を得られるような形で事務を進めていけるよう検討していく。